

シンガポールを中心とした東南アジアにおける高知県産農産物及び  
農産物加工品販売拡大事業委託業務  
公募型プロポーザル募集要領(全て日本時間とする)

1 事業の概要

(1) 事業名

シンガポールを中心とした東南アジアにおける高知県産農産物及び農産物加工品販売拡大事業委託業務

(2) 事業の目的

シンガポールへの県産農産物及び農産物加工品(以下、「県産農産物等」という。)の輸出については、これまでの市場調査等から果実や特徴のある野菜の需要があることが把握できたものの、現地の食生活に合う食べ方の提案など更なる輸出拡大を図るために効果的な取組や、輸出に取り組む事業者に応じた支援体制が不十分である。また今後の輸出拡大には、シンガポール以外の地域における販路開拓の可能性についても検討が必要である。

現状を踏まえシンガポールにおいて更なる取組の充実を図るとともに、シンガポール以外の東南アジアにおける新たな輸出先の調査・開拓についても実施し、今後の輸出拡大につなげることを目的とする。

(3) 事業内容

別添「シンガポールを中心とした東南アジアにおける高知県産農産物及び農産物加工品販売拡大事業委託業務仕様書」のとおり。

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日までとする。

2 見積限度額

8,000千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 審査委員会の設置

別に定める「シンガポールを中心とした東南アジアにおける高知県産農産物及び農産物加工品販売拡大事業委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定めら

れた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではない。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進み、10日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行う。

## 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおり。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（若しくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) シンガポールに現地法人又は支店、協力会社を有し、従事予定者は居住していること。
- (8) シンガポールの状況を熟知しており、かつ、周辺諸国とのネットワークを有していること。
- (9) 事業に必要なとされる輸出分野での業務経験が5年以上であること。
- (10) オンラインでの説明会への参加を必須とすること。

## 6 説明会

日時：令和6年4月24日（水）午後2時から（1時間程度）

実施方法：オンライン（Zoomミーティング）

ZoomのURLやミーティングID等は、別途参加希望者にお知らせする。

参加を希望する事業者は、様式－1「説明会参加申込書」を令和6年4月22日（月）午後5時までに農産物マーケティング戦略課にメールまたはFAXで送信し、電話により着信を確認すること。

なお、複数名で参加する場合は、参加申込書に記載もしくは別添で名簿を作成し、参加者を明らかにすること。

※説明会の録画・録音は不可とし、説明会参加申込書の提出により、録画・録音し

ないことに同意したものとみなす。

## 7 質疑と回答

質疑は令和6年4月25日(木)午後5時までに別紙様式-2「質疑書」により持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールで受け付ける。FAX又は電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。質疑と回答の内容は令和6年4月30日(水)までにホームページに掲載する。

## 8 参加申込及び資格要件の確認

このプロポーザルへの参加者は、別紙様式-3「プロポーザル参加申込書」に資格要件の確認書類(別紙様式-4~6)を添えて、申込すること。申込にあたって提出する書類を次表に示す。

[提出書類、様式及び提出部数]

様式番号	提出書類の名称	提出部数
3	参加申込書	1部
4	資格要件確認書 【添付】 ・法人登記簿謄本(原本) ・納税証明書※写し可 ・消費税及び地方消費税の納税証明書※写し可	
5	法人概要書 【添付】 ・会社案内等	
6	事業実績一覧表	

### (1) 参加申込書

#### ① 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールで受け付ける。FAX又は電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。  
※説明会の録画・録音は不可とし、プロポーザル参加申込書の提出により、録画・録音しないことに同意したものとみなす。

#### ② 提出期限

令和6年5月8日(水)午後5時(必着)

#### ③ 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県農業振興部 農産物マーケティング戦略課

TEL:088-821-4806 FAX:088-873-5162

E-mail:160701@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 資格要件の確認

高知県農業振興部農産物マーケティング戦略課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認する。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和6年5月10日(金)までに申込者へ電子メールにて通知する。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められることができる。
- ② 知事は説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して2日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答する。

9 企画提案書の作成

別途定める「シンガポールを中心とした東南アジアにおける高知県産農産物及び農産物加工品販売拡大事業委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「シンガポールを中心とした東南アジアにおける高知県産農産物及び農産物加工品販売拡大事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、令和6年5月下旬までに、全ての参加者に電子メールで通知する。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

【高知県情報公開条例】

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

## 12 日程

4月15日(月)	募集開始
4月22日(月)午後5時	説明会への参加締切
4月24日(水)	説明会
4月25日(木)午後5時	質疑書締切
4月30日(火)	質疑書回答
5月8日(水)午後5時	参加申込書一式提出締切
5月10日(金)	参加資格確認結果通知
5月15日(水)午後5時	企画提案書締切
5月22日(水)	審査委員会(プレゼンテーション)
5月下旬(予定)	審査結果通知
6月中旬(予定)	委託契約締結

## 13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限る。)する。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示する。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となるので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-9により提出すること。

開示・非開示の判断は様式-9に基づき行うものではなく、様式-9を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断する。

### 【高知県情報公開条例】

[\[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用しない。

## 14 問合せ先

高知県 農業振興部 農産物マーケティング戦略課  
担当者 中村、北村(好)  
TEL 088-821-4806  
FAX 088-873-5162  
E-mail 160701@ken.pref.kochi.lg.jp

## 15 その他

- (1) 参加申込書を提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出すること。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になることがある。
  - ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
  - ② 審査委員、県職員又はプロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ③ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合